

# 平成30年教育委員会第7回定例会会議録

開会日時 平成30年 7月12日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一

同職務代理者 齋藤 初夫

委 員 塚本 亨

委 員 日高 芳一

委 員 大里 豊子

## 議場出席委員

- |             |       |             |        |
|-------------|-------|-------------|--------|
| ・教育次長       | 駒井 亜子 | ・学校教育担当部長   | 杉立 敏也  |
| ・教育総務課長     | 鈴木 雄祐 | ・学校施設課長     | 若林 繁   |
| ・学校施設整備担当課長 | 杉谷 洋一 | ・学務課長       | 神長 康夫  |
| ・指導室長       | 和田 栄治 | ・学校教育支援担当課長 | 須子 賢一  |
| ・統括指導主事     | 塩尻 浩  | ・統括指導主事     | 大川 千章  |
| ・地域教育課長     | 山崎 淳  | ・放課後支援課長    | 生井沢 良範 |
| ・生涯学習課長     | 加納 清幸 | ・生涯スポーツ課長   | 倉地 儀雄  |
| ・中央図書館長     | 鈴木 誠  |             |        |

## 書 記

- ・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 齋藤 初夫 委員 塚本 亨

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開始時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。本日は、天宮委員から欠席の届出が出ておりますが、出席委員は定足数に達しておりますので、平成30年教育委員会第7回定例会を開会したいと思います。

本日の議事録署名は私に加え齋藤委員と塚本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

本日は、議案はなし、報告事項が5件となっております。

それでは、報告事項に入ります。「葛飾区教育振興基本計画（骨子案）について」をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは「葛飾区教育振興基本計画（骨子案）について」ご報告をさせていただきます。

まず、資料の1枚目、1番でございます。「計画策定の理由」でございます。「かつしか教育プラン2014」が平成30年度、今年度で計画期間終了となることによりまして、新たに教育振興基本計画を定める必要があるため、平成31年度を始期といたします計画を策定するものでございます。

2の「検討経過」でございます。策定に当たりましては、学識経験者、関係団体等の代表、公募区民、校・園長及び区職員により構成いたします「葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会」におきまして、平成29年7月から検討を7回してまいりました。

検討の主な事項につきましては、こちらの表に記載のとおりでございます。

恐れ入ります、裏面をおめくりください。3の「葛飾区教育振興基本計画（骨子案）」でございます。別添で骨子案のほうをつけさせていただいておりますので、そちらに従いまして、ご説明をさせていただきます。

まず、骨子案の1枚目をご覧になっていただきますと目次がついてございます。章立てとしては5章ということになりまして、第1章で「計画の策定について」、第2章で「葛飾の教育を取り巻く現状と課題」ということで、教育を取り巻く情勢の変化ですとか、教育プラン2014の検証と評価、そしてこの二つを行いました葛飾の教育における課題といったものを記載してございます。第3章では「葛飾が目指すこれからの教育」といたしまして、教育大綱それからまた教育委員会の教育目標等、本区の教育の基本となる事項を挙げさせていただいております。それから第4章につきましては「基本方針、施策及び取組内容」ということで、こちらに今後取り組んでいく事項を書かせていただいております。第5章では「計画の推進に向けて」ということで、計画の進行管理等、これからの推進の方向性、やり方について記載をさせていただいております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、第1章「計画の策定について」でございます。も

う1枚おめくりいただきますと、2ページに「計画策定の趣旨」が記載してございます。こちらでは、計画策定の経緯から現行プランにおきます取組み、それからプラン策定後の動きを踏まえて、現行プランの計画期間終了に合わせて計画を作りますという、先ほどの目的のところが書いてございます。

次、隣のページです。2の「計画の位置付け」でございます。こちらにつきましては、法的位置づけといたしましては、教育基本法第17条第2項に基づく基本的な計画ですということであらうと考えていただきまして、さらに計画の策定に当たりましては、国、東京都の基本計画を参考にするとともに、葛飾区の基本構想を踏まえまして策定いたしました教育大綱と、それから教育委員会の教育目標に基づきまして策定するものであるということが書かれてございます。また、区の基本計画それから実施計画、さらにほかの教育関連計画等々と整合性を図っていくということが書かれてございます。その下にその関係性をイメージ図として掲載してございます。

1枚おめくりいただきまして「計画の期間」でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり始期を平成31年度といたしまして、5年間の計画ということで、平成35年度を終期に設定してございます。

続きまして、第2章の「葛飾の教育を取り巻く現状と課題」でございます。こちらはおめくりいただきまして6ページからになります。まず「教育を取り巻く情勢の変化」ということで、現行計画策定以降、区の教育を取り巻く主な情勢の変化ということで、主に「葛飾区の人口動向」それから「国や都の教育政策動向」ということで挙げさせていただいてございます。

まず人口動向のところでございますけれども、おめくりいただきまして8ページのところに⑥としてまとめが書かれています。その前に人口に関するデータを⑤番まで挙げさせていただいているのですが、傾向としてはこのまとめのところでご覧になっていただければと思います。過去5年間におきます総人口及び年齢3区分人口、さらに児童・生徒数を見ますとほぼ横ばいということで推移してきておりまして、今後も同様の傾向が予想されるというふうに見込んでございます。ただ一方で共働き世帯の割合というのが15年前と比べると増加してきておりまして、これに対しまして放課後の安全な居場所づくり、授業以外での学習習慣の定着等、こういったニーズが高まっていくということを推察してございます。さらに、外国人人口の増加ということもデータから見てとれますので、日本語以外を母語にする児童・生徒へのさらなる支援というのが必要になるのではないかとこのことを掲げさせていただいております。

次に、「国や都の教育政策動向」でございます。こちちは、国の動向として5点、それから東京都の動向といたしまして2点挙げさせていただいております。まず国の動向ですが、ことしの6月、第3期の教育振興基本計画が策定されております。少子高齢化、それからAI、人工知能等の技術革新が急速に進む社会が訪れるということで、今後個人について目指すべき姿、

自立した人間として、主体的に判断する、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する、こういった人材を育成していくことが重要であるということが述べられているところでございます。

次に、1枚おめくりいただきますと、既に改訂のありました新学習指導要領でございます。こちらにおきましても、人工知能の進化・普及というものが触れられております。これまで目標としておりました「生きる力」をより具体化して目指すものであるということが述べられておきまして、具体的にはということで、記載のとおりこちらに書かれております。さらに、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」ですとか、社会教育法の改正、それから放課後子ども総合プランといったところを主な動向として挙げさせていただいております。

「東京都の動向」といたしましては、東京都の教育ビジョン（第3次・一部改定）それからオリンピック・パラリンピック教育ということで挙げさせていただいております。

次に2番、12ページの「『かつしか教育プラン2014』の検証と評価」でございます。こちらにつきましては、1月の教育委員会でもご報告させていただいているところでございますけれども、今回、計画に盛り込むに当たりましては、成果指標、直近の29年度の実績まで加えまして、さらに意識調査等の結果を図示させていただいたというところでございます。その上で検証と評価の内容を施策ごとに記載させていただいているところでございます。こちらの詳細につきましては、大変分量が多くなってございますので、次の第3の項目で、こちらの検証と評価、さらに先ほど申し上げた教育施策の動向、取り巻く情勢のところを踏まえて、葛飾区の教育の課題ということでまとめさせていただいておりますので、そちらでご説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入ります、51ページまでおめくりいただきたいと思っております。3「葛飾の教育における課題」でございます。1の教育を取り巻く情勢の変化と2の「かつしか教育プラン2014」の検証と評価が、次のとおり各基本方針の施策ごとに課題をまとめさせていただいております。まず「基本方針1」、施策の(1)でございますけれども、こちらの「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」におきましては、学力については、下位層への指導を重点的に行ったことによりまして一定の成果が認められつつも、やはり全国平均正答率との差が縮まっていないということを挙げさせていただいております。さらに体力につきましては、小・中学校ともに向上していることが見られるのですけれども、中学校において都の体力合計点を越えられていないということが課題というふうに捉えてございます。

次に施策の(2)のほうですけれども、こちらは「子どものよさを活かす教育の推進」ということですが、児童・生徒の自己肯定感は向上が見られるということですが、やはりこちら全国平均よりも低いということが課題ということです。あわせて、道徳教育が新学習指導要領におきましてさらなる充実が求められていくだろうということでございます。

次に施策の（３）でございます。「区民の信頼にこたえる学校づくり」のところでは、教員の資質向上それから学校と地域の関係、いずれも成果は上がっているところですが、中学校におけます保護者・地域との連携というものが課題であるというふうに捉えてございます。

次に基本方針の２でございます。こちらでは、家庭・地域・学校の協働ということですがけれども、施策の（１）といたしまして、「家庭の教育力の向上」のところでは、子どもの睡眠時間、それから朝食摂取率などの現状が十分でないということで、今後もこちらの教育力の向上支援に取り組む必要があるとさせていただきます。

施策の（２）のほうでは、全ての児童が放課後等、安全・安心に過ごせるよう取り組んでいく必要があるということに記載してございます。

施策の（３）ですがけれども、こちらは「家庭・地域との協働による学校教育の充実」ということで、キャリア教育について、自己の将来とのつながりを見通した取組みの充実を図る必要があるということに触れさせていただいてございます。

おめくりいただきまして、基本方針の３でございます。こちらは教育委員会の教育環境づくりになりますけれども、施策の（１）といたしまして、夢や希望を実現する教育の推進ということで、教員の資質の向上のための研修の充実、さらに就学前教育、未就学児の保護者に対するさらなる情報提供、それから切れ目のない教育環境の整備が必要だという点。さらに理数教育につきましては、支援員等の人員確保、それからプログラミング教育、新学習指導要領に対応した指導について研修の充実を図る必要があるということと述べさせていただいてございます。

施策の（２）「一人ひとりを大切にする教育の推進」のところでは、個々に応じたきめ細かい指導や支援が求められているということ。特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズへの対応、いじめの防止、早期発見のための取組み、不登校の傾向にある児童・生徒の学校復帰に向けた支援などをさらに充実させていく必要があるということとでございます。とりわけ、いじめの防止につきましては、学校と教育委員会とが情報共有をしまして、小さな兆候であっても積極的にいじめを認知していくことが大切であるということが書かれてございます。さらに国際化・グローバル化についても新学習指導要領のもとで充実を図っていくということとでございます。

施策の（３）「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」につきましては、学習環境を整備するというところで、学校施設の安全・安心、長寿命化のための計画的な改修、さらに改築、これらに積極的に取り組んでいく必要があるであろうということと書かせていただいています。ICT環境についても整備していくということが書かれてございます。

最後、基本方針４でございますけれども、こちらは生涯学習関係でございます。施策の（１）といたしましては、区民がより積極的、主体的に参画できる取組み、特にスポーツについては、

東京 2020 大会を契機といたしまして新たな事業に取り組むことが求められている。

施策の（２）といたしましては、区民大学の受講者数に若干伸び悩みが見られるということで、今後は学びやすい仕組みづくりを工夫する。それから、より区民のニーズや課題を捉えた学習機会の充実が求められるというところでございます。

施策の（３）「身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」のところでは、区民が生涯にわたり学び、集い、スポーツに親しめるようより利用しやすく魅力のある施設の整備が必要ということで、課題を挙げさせていただいております。

第２章、課題については以上でございます。

続きまして、第３章「葛飾が目指すこれからの教育」でございます。こちらにつきましては、先般お話をいただきました総合教育会議のほうで定められました葛飾区教育大綱、それから教育委員会の教育目標を掲載してございます。それが 57 ページまでございまして、さらに 58 ページをご覧くださいますと「計画のコンセプト」ということでございますけれども、こちらは現行計画では「計画の目標」と言っておりましたところですが、「みんなで育ちあう『かつしか』で、自信と誇りあふれる人づくりを進めます」、こちらのほうの表題を生かしまして、これを計画全体を貫く概念、コンセプトとして掲げたところでございます。

さらに、「かつしかっ子」宣言、子どもたちが日常生活で自ら行動する行動規範、また家庭ですとか学校、地域が総ぐるみで人づくりを展開するよりどころとなります「かつしかっ子」宣言についても、引き続き掲載をしているところでございます。

さらに、これらを受けまして、５番「基本方針」につきましても、現行プランの四つの柱、これがこれまでの５年間の取組みで地域や学校に定着してきていることから、現在のものを踏襲して四つの柱とさせていただいたところでございます。

続きまして、第４章「基本方針、施策及び取組内容」でございます。１枚おめくりいただきますと体系図がございまして。先ほど申し上げましたコンセプトのもとに基本方針四つ、さらに施策をそれぞれ三つ、さらにその下に取組内容がそれぞれついているというようなつくりになってございます。こちらは内容全て詳細にご説明させていただきますとお時間も大変いただくようになりますので、取組内容ごとの主な事業について紹介させていただきたいと思っております。

まず基本方針１、施策の（１）「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」の中で、取組内容といたしまして、「学力向上のための取組みの充実」ということで、主な事業としては「チャレンジ検定」それから学力伸び伸びプランといったものを挙げさせていただいております。さらに隣のページ、②体力向上のところでは主な事業といたしまして「体力向上プロジェクト」さらに体力伸び伸びプランを挙げさせていただいております。③「主体性・協働性を育む教育の充実」の中では、主な事業といたしまして、「ICTを活用した授業の推進」、それからまた「葛飾スタンダード」といったところを挙げさせていただいております。

おめくりいただきまして、施策の（２）でございます。こらちの取組内容①「人権感覚・社会性や道徳性の育成」のところでは、道徳授業の公開講座等を挙げさせていただいてございます。②「豊かな感性と創造性の育成」の主な事業といたしましては、「宿泊行事」それからまた連合行事のほうを挙げさせていただいております。さらに「自信と誇りをもてる子どもの育成」の中では、各種表彰制度ということで挙げさせていただいております。

施策の（３）でございますけども、「連携・協働する学校づくり」の中では、「チーム学校」それから「OJTの充実」ということでございます。

それからその次②の中では、「校内研究、校内研修の充実」を挙げさせていただいてございます。さらに「開かれた学校づくり」の中では、「葛飾教育の日」ということで挙げさせていただいております。

こういった形で基本方針２から４まで挙げさせていただいてございます。基本方針２のところでは、家庭・地域・学校が協働して取り組むということですので、家庭において行われている「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダーの作成及び配布」を用いた啓発と、それから「地域と学校が家庭教育を支援する取組みの推進」の中ではスクールカウンセラーの充実などが入っております。

さらに施策の（２）といたしまして「青少年育成支援の充実」ということで、青少年関係の団体、子ども会育成会への支援等が挙げられてございます。

次に「学校施設を活用した放課後支援の推進」ということで、「放課後子ども事業の充実」、「学童保育クラブ事業の推進」などが、それから「学校を支援する体制の整備」として「学校地域応援団の支援」などが挙げられてございます。

施策の（３）といたしましては、「健康教育の推進」ということで、「食育リーダー研修会」「喫煙防止教室」など。それから安全教育に関しては「セーフティ教室」「交通安全教室」「避難訓練」、さらに「キャリア教育の推進」ということで「進路指導主任研修会」や「職場体験」を挙げさせていただいてございます。

基本方針３でございます。「子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します」ということで、こちらは主に教育委員会が主体となって進める事業を述べさせていただいてございます。施策の（１）の①のところでは「教員の資質・能力の向上」ということで、若手の教師塾、優秀な教員の表彰制度などを挙げさせていただいてございます。

次の②のところでは「連続する学びの場の充実」ということで、中高、それから幼保小、小中、それぞれの連携教育について挙げさせていただいてございます。

さらに③といたしまして、「新しい時代に対応する教育の充実」ということで、新学習指導要領等を受けてこういったタイトルとさせていただいてございますけれども、「英語教育の充実」「考える力を育てる教育」「理数教育の充実」を挙げさせていただいてございます。

それから施策の（２）といたしましては、「特別支援教育の推進」ということで、「特別支援教室の充実」それから「自閉症・情緒障害特別支援教室（固定級）の設置」などを挙げさせていただいてございます。

さらにおめぐりいただきますと「いじめや不登校などへの対応」ということで、「いじめ防止対策プロジェクト」ということで幾つか事業のほうを挙げさせていただいてございます。さらに「不登校の対策プロジェクト」「スクールカウンセラーの充実」「自殺予防教育の推進」等についても挙げさせていただいております。さらに「国際化への対応」ということで、「にほんごステップアップ教室の運営」等を載せてございます。

続きまして「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」ということです。こちらにつきましては「学校施設の改築」それから「校庭の人工芝化」それから「ICT環境の推進」、「学習センターの整備」、「学校図書館利用の促進」などを挙げさせていただいてございます。

最後に基本方針の４でございます。こちらにつきましては「区民のニーズや課題をとらえた学習機会の充実」ということで、区民大学での多様な学びによる自己実現、それから天文・博物館の各種講座、展示事業の充実。さらにめくっていただきまして、スポーツ活動の推進ということで、オリ・パラ種目体験教室、地域スポーツクラブ育成支援等、さらに図書館のほうではレファレンスサービスやビジネス支援サービス、「ブックスタート事業」や「かつしかっ子ブック事業」などを挙げさせていただいてございます。

次、施策の（２）のほうでは、「学びの成果を地域で活かせるしくみづくり」ということで、それぞれ皆さん、学んだことを地域で活かすような取組みが書かれてございます。区民大学での区民の参画、協働の推進ということをお初めといたしまして、地域スポーツクラブ、それから図書館友の会、さらに葛飾に愛着が深まる事業ということで、「わがまち楽習会」をお初めといたしまして事業のほうを挙げさせていただいてございます。それから「地域の担い手の養成と支援」もこちらに挙げさせていただいているとおりでございます。

施策の（３）でございます。「身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」ということで、それぞれ取組内容を記載させていただいてございます。

４章については以上でございます。

最後、５章でございます。こちらにつきましては「計画の進行管理」から「情報収集と発信」まで、基本的に現行プランと内容は変えてございません。計画の進行管理では、毎年の点検・評価をもとに成果を確認しながら充実を図っていくというようになってございます。

それでは、骨子案の説明は以上でございます。報告書の裏面のほうにちょっと戻っていただきまして、４番の「今後の予定」でございます。30年、今年の８月には、この骨子案からいただいたご意見等をもとに素案の検討を検討委員会のほうでさせていただきます。さらに９月に教育委員会のほうで素案の報告をさせていただき、その後、９月から１０月にかけてパブリッ

クコメント、11月には今度、最終案の検討を検討委員会のほうでやりまして、12月にさらに教育委員会のほうに最終案のご報告をさせていただいて、年明け1月には計画を決定させていただきたいというふうに考えてございます。

長くなりましたけれども、ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの報告について何かご質問・ご意見がありましたら、この機会ですから聞きたいと思っておりますので、ありましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

「基本方針、施策及び取組内容」というところが今後の方向でございますので、この辺で何かありましたら。

塚本委員。

○**塚本委員** ただいまご説明いただきましたが、特に、前段からの章立ての第1章、第2章、それから第3章において、特に教育目標に関しては、それぞれ、国あるいは都のレベルとともに、社会教育法なり新指導要領、全てはここに基づいて動いておりますので問題ないかと思っております。また「かつしか教育プラン2014」の実証もそれに基づいていますけれども、ちょっと気になりますのは、第4章に入りまして、「基本方針、施策及び取組内容」というところでしょうか。そこで幾つかご説明いただいたことかと思うのですが、65ページですか。「主体性及び協働性を育む教育の充実」というところがございまして、そこに「ICTを活用した授業の推進」あるいは「葛飾スタンダード」それと「授業モデルの開発」云々とございますけれども、「授業モデルの開発」に関しては、基本方針としては学校がやることであって、教育委員会がやることではなくて、むしろ2番目の「葛飾スタンダード」の中に埋もれてしまっている「葛飾教師の授業スタンダード」というのがくくりになってございますね。そこをしっかりと明確にお出しいただいたほうがいいのかなという感想を持ちました。

と申しますのは、授業改善を推進するために区内の小中学校の教師の授業の進め方を、基本的枠組の統一化をしながら、児童・生徒が、教師が学びやすいような環境をつくりたいという文言がございますので、この「葛飾スタンダード」という大きなくくりにもちろん入るのは理解できるのですが、それと同時に授業モデルは基本方針では学校がやることだという理解をしていますので、改めて3項目に「葛飾教師の授業スタンダード」というものを今お話ししたような表現で提案していただくとありがたいなと思いました。

以上です。

○**教育長** 教師の授業スタンダードっていうのを項目として。

○**塚本委員** 起こしたほうが、良いのかなと思いました。

○**教育長** 授業モデルというのは、ちょっとここにはふさわしくないのじゃないかということですね。

○塚本委員 現場のものであろうかなという気がいたしましたので。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 第4章の「基本方針、施策及び取組内容」の64ページになるのでしょうか、基本方針1です。この中の「学力向上のための取組みの充実」というのが、4項目に分けて述べられて、主要事業とあわせて述べられておりますけれども、この「チャレンジ検定」の部分なのです。ここでは、子どもたちの習熟度に合わせた問題を作成することで、基礎・基本が定着した児童・生徒も意欲的に取り組めるようにしますとなっているのですが、実は、この習熟度に合わせた何段階もの問題をつくっていくというのは、学校現場もあるいは作成者もちょっと厳しさがあるのではないか、こんなふうに思いますので、この辺をさらに精査をいただくとありがたいなと思います。いかがでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 ご指摘の件でございますけれども、「チャレンジ検定」の件につきましては、付帯調査の結果をもうちょっと確認したり、先生方からお話を聞いたところ、結構、どこの学校もしっかり取り組んでおりますが、基礎・基本の定着に時間のかかる生徒がおりまして、その生徒に子どもチャレンジ検定で合格させるのは大変手間がかかる、それに対応するための時間がない、ちょっと効率が悪いというような、そういうことを感じている先生方が多いということがわかりましたので、その効率もですけれども、基礎・基本の定着に向けて問題の精査等をして、より学校が活用しやすく、しかも子どもに効果があるような問題をつくるように改善をしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 2、3あるのですが、65ページですかね、「体力向上のための取組みの充実」のところですか。前にも、やっぱり遊びの延長が体力向上になるというふうにお話ししましたが、遊ばない子どもが増えている中で、遊びをしっかりやっというふうな視点がこの中にはちょっと欠けているかなと感じましたので、その辺のところの記述、休み時間なんか使って、放課後でしっかり取り組んでいこうというようなものが触れられないかなというふうに感じております。

それから、施策（3）の①「連携・協働する学校づくり」。

○教育長 施策（3）の①。68ページ。

○齋藤委員 「チーム学校」があるところ。68 ページ。ここの「チーム学校」のところの記述なのですが、「教員を中心とした学校組織から、保護者・地域などと連携・協働した学校の組織運営とすることで、地域とともに子どもを育てる取組みの充実を図ります」ということですが、そちらの結論のところはそうではないのではないかなと。やっぱり「チーム学校」というのは、校長を中心に学校とか職員が連携して体制をしっかりとつくっていくということがメインであって、それに加えてそのような地域とも連携していくのだという、これはプラスアルファの話であって、それが結論になるというのは、表現としては少し工夫をされたほうがいいのではないかなというふうに感じておりますので、その辺もちょっとご検討していただけたらと思います。

それから、76 ページかな、「新しい時代に対応する教育の充実」ということがあるのです。3 番目の項目で「理数教育の充実」というふうになっているのですが、概要では理科だけしか書いてなくて、算数・数学の記述がされてないのですね。ですからこの辺に、算数・数学の記述が必要じゃないかなと。前のほうに、支援をする支援委員の体制とかっていうのもありましたよね。その辺のところも含めて記述が必要ではないかなというふうに思っています。

ちょっと気がついたところは、ほかにもあるのですが、一応、この辺で。3 点ぐらいですか。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 69 ページになると思うのですが、施策の（3）の「開かれた学校づくり」の主な事業が「葛飾教育の日」1 項目しかなくて、そこがちょっと気になりました。学校関係者評価委員会とか、第三者評価というようなものもやっていると思いますので、そのあたりも打ち出していくといいのではないかなと。それから、学校によっては児童・生徒からの授業評価をやっている学校もあると思いますので、そのあたりも入れていくといいのではないかなというふうに思いました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 1 点、ちょっと気になりました。と申しますのは、整合性の問題なのですが、葛飾区教育委員会の教育目標、先ほどご説明のあった第 3 章の中で、計画のコンセプトそのものが「かつしかっ子宣言」というものがしっかり明記されています。それは非常に誇るべき子どもたちにとっての指標であり、効果を持つものでありますので、それを踏まえて、第 4 章の中の施策（2）の「子どものよさを活かす教育の推進」の取組内容、ここに「人権感覚・社会性や道徳性の育成」と。それは当然、くしくも今、中学校の「特別な教科 道徳」が教科化をされて、作業に入っておるところですが、道徳の授業、公開授業、地区公開講座、それも大事な

のです。また、人権教育、研修会も大事です。また人権尊重の教育推進校という項目も。ただ若干気になるのは、人権、人権とダブっているのを何か一本にまとめられるといいのかなと。ただ、内容的には若干違いますので、それはまた今後の課題でしょうけれども、その根幹をなす、先ほどお話をさせていただきました葛飾区教育委員会の教育目標でございます「かつしかっ子宣言」をぜひこの「子どものよさを活かす教育の推進」の中に掲げていただかないと整合性がもたないのかなという感を持ちました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 ちょっと気になったところがあるのです。71 ページの「青少年育成地区委員会支援」というところに「子どもを犯罪から守るまちづくり活動を支援する事業」というのがあるのですが。この活動は、子どもを犯罪から守るまちづくり活動推進会が主催し、PTA主体で行われていると思いますが、青少年育成地区委員会でご協力いただいているところは多いと思いますが、そのあたりの細かいところを少し。この活動自体も区内全域で行われているわけではないので、ここにこれを入れるのが適しているかどうかというところもちょっと迷いました。

○教育長 少年の主張とかかるたとかロードレースとはちょっと違うじゃないかなと。

○大里委員 はい。「少年の主張大会」と「かつしか郷土かるた」とロードレース大会は地区委員会が主催でやってくださっているのですが、この1点がちょっと気になりました。

○教育長 いいですね。ご意見ということです。

塚本委員。

○塚本委員 今、避けて通れないのが、78 ページのところいじめ・不登校の部分で、「いじめ防止対策プロジェクト」これに関しましては幾つか表現の仕方が、もうちょっと機敏性とか迅速性というところで、例えばなのですけども、4行目ぐらいにありますけど、そこに、早期発見し早期の対応をするような表現の仕方が必要かなというのが1点、気になりました。

それとまた、今、時代的な背景、「特別な教科 道徳」を初めとしてという文言がありますから、「いじめ防止の指導徹底」という部分の4行目でしょうか、「いじめの解決に向けて主体的に行動しようとする意識や態度を育む指導を行います」という部分に、それに合わせて「特別な教科 道徳」を活用し、あるいはその周知徹底をということの表現が何かできたら、ご一考願えればと思います。

それとそれに付随して若干気になりましたのが、79 ページになりますけれども、「自殺予防

教育の推進」というところです。子どもたちが主体で、下から3行目、「児童・生徒が身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにするため」というのは、もちろん発信してほしいのですけれども、むしろ保護者の側、学校の現場であれば教員の側がそのSOSの発信をキャッチできるような仕組み、そういう能力を高める必要があるのかなと。子どもたちが困ったよというSOSを出したときには、多分、言葉は悪いですが、手遅れになってしまうので、むしろ平常時から会話を持ちながら、それを吸収できるような仕組みがあるといいかな。私、知恵がないのですが、何かそういう表現があるとオープンになるのかなという気がしました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 先ほど一つ言い忘れたのですが、細かいところなのですが、「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」は、「子どもを犯罪から守る」のところでかぎ括弧を閉めます。

「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動という名前になっています。

もう1点なのですが、81ページ、「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」の中の「校庭の人工芝化」というところがあるのですが、全部の学校を人工芝化するような印象を受けますが、どうなのでしょう。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 先日も実は同じところでご指摘をいただきまして、これは全校ではなくて、地域の実情とかに応じてということでございますので、文章の表現は直させていただくようお願いいたします。

○教育長 よろしいですか。

○大里委員 はい。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。報告事項1については終了といたします。

引き続きまして、報告事項2「小・中学校等におけるブロック塀等への対応について」お願いいたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それではご説明いたします。「小・中学校等におけるブロック塀等への対応について」でございます。

まず1「これまでの経緯」でございます。6月19日、大阪北部地震の発生を受けて、施設部

において区有施設全体の緊急点検を開始いたしました。次いで、6月22日、道路に面し、現在の建築基準法施行令の規定に適合していないブロック塀と劣化が著しい万年塀がある5校につきまして、区民及び児童・生徒の安全確保を第一に考え、すみやかに撤去又は改修することを決定いたしました。

①川端小学校は、ブロック塀で、撤去の予定で、今現在、工事の調整中でございます。②大道中学校は、ブロック塀で、撤去の予定で、現在同じく工事の調整中でございます。③北野小学校は、ブロック塀で、緊急修繕ということで、7月2日に完了してございます。④上小松小学校は、ブロック塀ということで、撤去予定で、現在、工事の調整中でございます。⑤東柴又小学校は、万年塀ということで、6月の28日に撤去が完了してございます。

続いて6月27日、東金町中学校のブロック塀について、新たに撤去することを決定いたしました。⑥東金町中学校はブロック塀で、工事の調整中でございます。

2の「点検結果」でございますが、これまでの点検の結果、現在の建築基準法施行令の規定に適合していないブロック塀がある施設は、次のとおりでございます。なお、万年塀につきましては、現在、調査継続中となっております。幼稚園が1園、小学校が20校、中学校が8校、その他の教育施設といたしましては、旧西渋谷小学校と総合教育センターということでございます。現時点の公表データは別紙のとおりで、また後ほど説明させていただきます。

3といたしまして「今後の対応方針」でございます。現在の建築基準法施行令の規定に適合していないブロック塀等につきましては、区民の安全を第一に考え、各施設所管部、私ども教育委員会のほうが施設部と協議の上、次のとおり対応するということになってございます。

なお、区有施設の隣地境界にありますブロック塀等につきましては、隣地との協議を踏まえて対応するということになってございます。

対応方針として(1)、著しいひび割れ、損傷又は傾斜が生じているブロック塀等は、すみやかに撤去又は改修をする。

(2)といたしまして、通路等周辺に設置されているブロック塀等を優先し、特に小・中学校等や子育て支援施設等については、すみやかに撤去・改修するという方針でございます。

裏面をお願いいたします。建築基準法施行令の抜粋がしてございます。さらに絵を描かせていただきまして、その右側のほうに、施設部が今回実施した点検の様子を記入してございます。

緊急点検の調査項目といたしまして、1から6まで記載させていただいているところでございます。

さらにもう1枚、A3の大きな用紙でございます。こちらのほうに点検結果といたしまして、現在の建築基準法施行令の規定に適合しないブロック塀のある施設として、平成30年6月29日現在ですが、このような状態になってございます。小・中学校等といたしまして29校。小学校が20校、中学校が8校、幼稚園が1園記載させていただいてございます。

今回の報告でございますが、施設部の技術職員が行った6月29日現在の緊急点検の結果でございます。現在も詳細は分析調査中という形で聞いてございます。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの報告について何かご質問等ございますでしょうか。

日高委員。

○日高委員 点検を早速やっていただいて、ありがとうございました。区としての取組みとして、このことを素早く取り組んだことは大変すばらしいなと思います。広報かつしか7月5日号ですか。これに各家庭についても啓発をされています。ブロック塀の安全確認について強調されておりました。そういうときに、同時に区を挙げて公共の施設、例えば児童館、保育園、幼稚園、小・中学校、それから学童保育クラブ、憩い交流館、こうした多種にわたって点検をされているということは、大変重要なことであろうと思います。特に隣接する道路面に関しては、学校の周り全部を調査しての取組みでありまして、大変ありがたいなと思います。このことは、学校も主体に、直接観察をして実態を把握しておいてもらいたいなと思うのです。ただ区に任せっきりでは非常に困りますので、そのあたりはぜひご指導いただければありがたいな、こんなふうに思います。いずれにしても、早めの時期に一斉に、しかも、大阪北部の地震の後、即やっていただいたということは、大変功を奏した働きかけであったなというふうに感謝をしたいと思います。

以上です。

○教育長 そのほか。

塚本委員。

○塚本委員 今、日高委員がおっしゃったとおりで、本当に機敏に即応されたことに感謝申し上げたい、特に区民への安心ということで。ただ、皆様、今ニュース報道でご存じのように、岡山、中国地方、広島地方、非常に大雨の災害で報道がございます。と申しますのは、学校というのは、各地域地域で500メートルメッシュぐらいの避難所機能というのがございます。そういった意味では、今、日高委員がおっしゃったような部分で、住民の方への安心を担保するという意味で、見直しの中で、さらにいつ起こるかかわからない、中川に代表されますような天井川で、ゼロメータ地帯ですから、ハザードマップでいきますと、100%とは言いませんけども、葛飾は90%で、水没しかねない状況でございます。そういった意味でもいち早く対応して、国とかにアピールをしていただくことをこれからもぜひお願いしたいなと思います。

意見だけです。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 すみやかな取組みをいただいたことは、まず感謝申し上げます。それから、この

対応の中で、「すみやかに撤去又は改修する」となっているのですが、抽象的な表現で、頑張るといえるのはわかるのですが、区民からいうと、この「すみやかに」というのはどの程度すみやかなのかなという気になっていると思うのですね。ですから、本当にすみやかにしていただきたいのですが、隣地境界の問題とかがあるというのですが、課題は何があるのか。決算したら余剰金が135億ぐらいあるということであるし、それとも人が足りないのか。こういう時代だから工事する業者が対応できないのか。いろんな課題があって遅くなるのかもしれないですけども、何が課題になっていて、この「すみやか」というのはどういうことを考えてすみやかになっているのか、ちょっと具体的に。区民としてはできるだけ早くしてもらいたいわけですけども、わかりやすく説明していただきたいなと思います。なお、予算的には余裕があるように思います。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 委員、おっしゃっていただいているように、すみやかに動いていこうということで、施設部と一緒に話をさせていただいているところでございます。具体的にいつというように、スピード感を持って、数字に出せるようなところは今現在答えられるところではございません。今も施設部のほうで全施設を確認している最中でございます。その中で、これから全体を俯瞰しながら、どこから手をつけていかなければいけないのかということも考えていくような形でのお話になってくるのかなと思っています。ただ、やはり我々のほうは、子どもたちの安全第一を考えて、ぜひ素早くやっていただきたいという形でお話を進めていって、協議を進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

○齋藤委員 それでは、要望しておきます。このような全国一斉の課題になると、対応する業者の手が足りなくなるとかというのが一番心配されるところです。できるだけ早く基本方針を決めて、できる業者を早くつかまえないと工事に入れないと思います。ですから、遅れれば遅れるほど、もううちではできませんという話になるので、その辺のところを意識して取り組まないといけないのかなと。今の時点で恐らくそういうことが想定されますので、できるだけ早く、基本方針、対策方針を決めて、業者に対して手を打っていただきたい。ぜひその辺を意識して取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項2を終わります。

引き続きまして、報告事項3「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの平成29年度管理運営報告の概要について」をお願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは続きまして「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの平成29年度管

理運営報告の概要について」ご報告させていただきます。

まず1、報告の趣旨でございます。地方自治法第244条の2第10項及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条に基づきまして、指定管理者のほうから報告が出ましたので、報告するものでございます。なお、現在の指定管理者は国際自然大学・東急コミュニティグループでございます。

2番の管理運営状況の報告の概要でございます。(1)「宿泊利用件数」でございます。平成29年度は合計396件という形です。(2)宿泊利用人数の延べ人数でございます。平成29年度は合計で1万6,050人ということで、対前年比2,245人の減となっております。こちらは港区の林間学園の減によるものです。後ほどご説明をさせていただきます。(3)「施設利用料金収入実績」でございます。イ「施設利用収入の区への還元」ということで、見積額を超えた5割を区に還元するというルールでやっておりますので、還元額は164万6,000円ほどでございます。(4)「修繕」あるいは、1枚おめくりください、続きまして(5)「燃料・光熱水費」につきましては、実際にかかった金額を支払っていただきますので、区からの貸付金ということで、指定管理者が支払った残りを返戻金という形で、それぞれ戻していくという形でございます。(6)「自主事業実績」につきましては、下にあるような7件の事業を行いまして、延べ398人の方が参加いたしました。それにつきましては、自主事業の収益金の区への還元でございますが、こちらルールといたしまして収益額の5割を還元するというところでございまして、還元額が23万8,945円あるというところでございます。(7)広報活動、次のページにいきまして(8)「モニタリング及びアンケートの実施」でございますが、こちらのほうは私どものほうと四半期ごとに協議を行っているというような状態でございます。(9)として「総括」でございます。学園の一般利用者数は、本区以外の港区の小学校の利用がなかったため、29年度は前年度比で延べ2,340人の減少をいたしました。港区のほうで、こちらは前年度は20校、2,611人の利用がございました。実は状況といたしましては、3年ほど前に箱根の大涌谷のほうの噴火がございました。そちらがあつて、実は港区は箱根にニコニコ高原学園という林間施設をお持ちだったのですが、その安全性が確保できないということで、27、28の2年間はそちらの利用をお休みしていただいて、我々のほうを使っていたという状況でございます。安全が確認できたので戻ったから使っていないのですよというようなお話がございました。ただ、向こうの方と電話でお話ししたのですけれども、「2年間どうもお世話になりました。大変よかったです。ありがとうございました。」というお言葉をいただいている次第でございます。そのような状態がございまして減っているということです。また、利用区分の категория といたしまして、我々教育委員会が扱ったところは「移動教室・公用」という形で入れているのですが、他区の場合は一般の区分のほうに入れているので数字の動き方がこういう形になっているということでございます。

続きまして、戻りまして、3の「区の重点指導方針」につきましては、こちらに書いてあるところでございます。

また、今年度は8月より改修工事を実施しまして、3月16日の土曜日の泊まりより快適にご利用いただけるようにしていきたいということで今、動いているところでございます。

別紙のほうで、アンケートの結果、あるいは貸借対照表や損益計算書等がございますので、後ほどお読みいただければと思ってございます。

報告は以上になります。

**○教育長** いかがでしょうか。

塚本委員。

**○塚本委員** ただいまの施設課長からのご説明で一般のくくりの部分は、港区の小学校の事情がわかったのですが、逆に言えばそれだけ、それだけ一般の区民の方へ供する余裕があるのであれば、前にもお話ししたのですが、PRに努めていただいて、区の施設であるということ、それと今、施設自体がきれいなることを期待してございますので、そのような利用の仕方も出てきたらいいのかなど。以前、一般区民のアンケートで、食事もまあまあというような回答を得てございますので、利便性があって、区民の方へ供するものがあれば、そういった働きかけも、あるいは、当区には中小の企業が多くございますから、そういった社員研修とか、我々の移動教室に被らない部分でアピールができるといいかなという感想を持ちました。

あくまでも要望です。よろしく申し上げます。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項3を終わります。

続きまして報告事項4「葛飾区体育施設指定管理者からの平成29年度管理運営報告の概要について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 報告事項等4「葛飾区体育施設指定管理者からの平成29年度管理運営報告の概要」につきましてご説明させていただきます。

「報告趣旨」でございますが、先ほどの日光林間学園と同様でございます。体育施設の指定管理者につきましては、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。

2「管理運営状況報告の概要」でございます。「自主事業」につきましては、親子・子ども向け、大人向けにスポーツ教室やレッスン等を展開し、スポーツや運動に親しむ機会を提供する事業でございまして、奥戸総合スポーツセンター等指定管理者につきましては、体育館では73コースで1万3,016人が参加し、前年度比較では2コース減少し、参加者も534人減少となっております。また、温水プール館・エイトホールでは29コースで1,858人が参加し、前年度比較では2コース増加し、130人増加しております。

また、水元総合スポーツセンター等指定管理者につきましては、体育館では61コースで3,127人が参加し、前年度比較では11コース増加しておりますが、参加者数では13人減少となっております。体験参加者も含めると、両指定管理者合計いたしますと、163コース実施し、2万,084人の参加でございます。前年度比較では11コース増加しておりますが、参加者数は微増の2人増となっております。

次に2ページとなりますが、「体育施設利用状況」につきましては、利用人数総計247万6,218人で、前年度比較では5万7,512人増加しております。増加の主な要因につきましては、平成28年3月にオープンいたしました水元総合スポーツセンター体育館につきましては、2年目となりますが、特に団体利用が平成28年度を大幅に上回り、6万6,318人増加しております。施設が新しいこともあり、区民大会や連盟大会等の実施、最新機器の整っているトレーニングジムの利用増加、ジャグジーや採暖室のある温水プールの利用増加が挙げられます。一方、奥戸総合スポーツセンター体育館につきましては、団体利用で前年度比較で1万6,281人増加し、個人利用でも7,486人増加しておりますが、昨年10月のスポーツフェスティバル以降、工事で使用できなくなりました陸上競技場が団体利用で3万2,055人減、個人利用で1万2,819人減となりました。また温水プール館につきましては、昨年8月の長雨の影響等による屋外プールの利用者が団体・個人合わせて1万1,863人減少しております。

次に3ページをご覧ください。「平成29年度収支決算概要」でございます。奥戸総合スポーツセンター等指定管理者分につきましては、次の項目でございます区への還元額22,45万7,355円を差し引きました経常損益が11,23万2,189円の黒字となっております。水元総合スポーツセンター等指定管理者分につきましては、同様に区への還元額72万8,997円を差し引きました経常損益が29,93万4,166円の黒字となっております。

次に区への還元でございますが、平成29年度につきましては、奥戸総合スポーツセンター及び水元総合スポーツセンター双方で施設利用料金及び自主事業でそれぞれ還元がございました。還元の金額につきましては、記載のとおりでございます。

次に外部機関により第三者評価の実施でございます。外部評価実施機関につきましては、公益財団法人日本体育施設協会でございます。7月3日に評価結果が指定管理者に示されております。評価結果につきましては、両指定管理者ともダブルAの評価をいただきました。昨年度に引き続きダブルAとなっております。

次に、(6)「区の重点指導方針」につきましては、「事業提案の確実な実行」「区・区民・指定管理者全員の利益最大化」「スポーツトレンドの理解」「自治体・地域住民との協働」を念頭に安定した運営・維持管理に努めるべく指導・助言をして参ります。特に施設の維持管理につきましては、日常の点検・保守など適切な修繕を引き続き行いまして、区民にとって安全・安心及び快適に利用していただける施設環境を今後も整えていくよう指導・監督して参ります。

また、別添で添付してございます葛飾区体育施設事業報告書には例年どおりスポーツ事業には生涯スポーツ課実施分も掲載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について何かございますでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 要望だけ言っておきます。先ほど、屋外温水プールの利用が減ったという話が出ていましたけれども、できれば本当に屋外じゃなくて、屋内の温水プール、流れるプールというところになると思うのです。それが今、葛飾区には3世代遊べる流れるプールはないわけで、前から私も何回もいろんなところで言っているのですが、今日、改めて申し上げますと、私が議員になったばかりのころに、奥戸の温水プールの野外のところ屋根かけられないか、それで一年中使えるようにしてもらいたって言ったら、その答弁は、そのころ、そこは重油でやるので燃料がかかるから、ちょっと無理なのですという答弁がありましてね。それで、何回か言っているうちに今度は、水元の温水プールの改築時には、余熱利用できるの、燃料かからないので、そのときにやりたいて答弁があって、その後、あそこの建て替えになったときにその話もしましたら、今度は、敷地が限られていて、地元の要望があるので、なかなかできないのだからという答弁になり、現在のようになっています。歩くスペースが少しできて、最初はすごくちっちゃかったのが、少し大きくしましたっていう話になりまして、見に行ったときは、あ、これは流れるプールじゃないかと。泳いではいけませんって書いてあってね、歩くだけだった。流れるプールで3世代の親子、孫と一緒に体を動かしていく、体力を鍛える場所を私は想定していましたが、それができてないのですね。私は、葛飾区として体力の問題は先ほど申し上げましたけれども、遊びながら体力ができるので、親、おじいちゃん、おばあちゃん、孫、みんなで行って、体を動かして鍛える場所として、私はずっとそのことを願っていたのですが、長い間、答弁が変わって行って、結局できなかったというのが結論なのです。ですから、今回もそういうことは書いてないのですが、今後の課題として、やはり体を鍛えるのは遊びながら非常に大事なので、しかも水元のところは焼却場の余熱が使えるので燃料がかからないしね。大体、どこでも焼却場を使って3世代が遊べるようなところは一年中賑わっていますよ。あちこちね。葛飾だけは言い訳をしながらやらなかったというのが実際のところなので、私は非常に残念だと今思っているところなのです。せつかく水元のところを活用できる機会がありましたら、まだ用地が残っているじゃないですか。だから、そういうときにそういうことの視点を置いて、葛飾区の子どもたち、またお年寄りの体力を、健康を維持するためにも、体を動かせる場所としては、そういうプールが求められます。水の中で体を鍛えるというのは、浮力もあって、ただ歩くのもいいし、子どもと遊んで子どもも鍛えられるし、そういう本当に体力を鍛えていこうっていう視点で、区としても、教育委員会としてもちゃんと考えていかな

いと、計画の中に入れていくべきだと思います。今回、そういう報告がありましたので、ぜひ屋根のついた流れるプールをしっかりと考えていくべきじゃないかなと私は要望だけはしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 まず感想なのですが、毎年、年末年始の利用者が結構いるのだなということをおもいます。それから外部評価報告書を見ますと、評価のほうも大変高く出ておりますので、安心もありますが、安全管理のほうはしっかりと厳しくやっていただきたいというふうにおもいます。現場確認のところに記載されている事項に関しましては、すみやかに対応されていることとおもいますので、ぜひよろしくお願ひしたいとおもいます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告事項4を終わります。

引き続きまして、報告事項5「鎌倉図書館の改修工事について」お願ひします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは報告事項等5「鎌倉図書館の改修工事について」ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。まず「改修工事内容」でございます。鎌倉図書館におきまして、従来型蛍光灯の高効率化のため、照明機器のLED化及び空調機器等の改修工事を行うものでございます。

「改修工事期間」でございますが、9月4日火曜日から来年3月22日金曜日までとなっております。

「改修工事期間中の図書館業務等」でございます。(1)といたしまして、「1階書架開館期間」でございます。こちらは業務内容といたしまして、1階カウンターで通常業務を行います。ただし、2階閲覧室等は閉鎖となる予定でございます。期間でございますが、9月4日火曜日から11月30日金曜日までとなっております。この間、アスベスト撤去工事を行いますので、その期間は休館とさせていただきます。期間といたしましては、9月17日月曜日から9月26日水曜日までとなります。

次に「縮小開館期間」でございます。こちらの業務内容といたしましては、西側階段入口に臨時カウンターを設置いたしまして、予約図書受付、予約図書の貸出・返却業務を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。中央左側に縮小開館のカウンターとございます。こちらのほうで臨時カウンターを設置し業務を行う予定でございます。

また1枚お戻りいただきまして、こちらのほうの期間でございますが、ことしの12月1日土曜日から来年3月22日金曜日までを予定してございます。その間、電気室の改修工事を行います。この間は休館となります。12月22日土曜日から12月28日金曜日までとなっております。

次に「特別整理期間」でございます。こちらは休館となっております、来年3月23日土曜日から3月28日木曜日となっております。

裏面をご覧ください。「改修工事期間中の開館日等」でございます。こちらは現在の開館日と変更はございません。開館日等は、火曜日から土曜日が午前9時から午後8時、日曜日・祝日が午前9時から午後5時となっております。休館日は月曜日（祝日の場合は翌日）、毎月第4木曜日、年末年始となっております。閉館時の返却につきましてはブックポストにて対応いたしたいと思っております。また、休館となりますアスベスト撤去工事期間、電気室改修工事期間につきましては、こちらのほうは除くものでございます。

最後に「周知方法」でございます。8月15日号の広報かつしか、図書館ホームページ・区ホームページ、鎌倉図書館における館内掲示を予定してございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** それではただいまの報告について何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項5を終わります。

そのほか、何かご意見等ありましたらお願いします。

ありませんか。それでは、これをもちまして、平成30年第7回定例会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会時刻 11時15分